

保育所・幼稚園等給食費の支援について

コロナ禍における物価高騰により、家計に影響を受けている子育て世帯を支援するため、園児の給食費について支援します。

1 実施期間

令和5年9月分から令和5年12月分まで（4カ月間）

2 対 象

野洲市に住所を有し、給食の提供がある保育所および幼稚園等に在籍する3歳児（認定こども園の幼稚園部に在籍する満3歳児含む）～5歳児の保護者

3 支援内容

（1）市立保育園・こども園・幼稚園

給食費全額を支援（無償化）します。

（2）市内の民間保育園（所）・認定こども園

公立園給食費負担金相当分（園児1人につき1カ月当たり3,000円（副食費等免除対象者は381円））を上限に差し引いた給食費となります。

市から民間園（所）・認定こども園に対して、支援額分を補助金として交付します。

（3）市内の認可外保育所等に在籍する3歳児～5歳児

公立園給食費負担金相当分を給付します。

（4）市外の保育所等に在籍する3歳児～5歳児

公立園給食費負担金相当分を給付します。

4 申請手続き

・上記（1）（2）に該当する人

手続きは不要です。実施期間中の給食費の徴収は行いません。

・上記（3）（4）に該当する人

申請書の提出が必要です。対象と見込まれる人には、申請書類等を送付しますので申請してください。また、認可外保育所等に通園し、対象と思われる人は、ご連絡ください。